

**基本目標**  
2

**安全・安心で、快適に暮らせるまち**

**基本方針**

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しており、北区は生活環境の保全に対する取組みを推進してきました。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する取組みについては、国や東京都との連携のもと、計画的に実施していきます。また、身近な生活環境に関する課題として、北区では世帯の約8割が集合住宅に居住しており、住宅の過密化や生活様式の多様化といった地域課題、さらには新型コロナウイルス感染症\*がもたらした多くの変化なども含め、適切に対策を進めていきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定される様々な災害に対応するため、環境面からの取組みを推進していきます。

これらの取組みとあわせて、北区を特徴づける優れた景観の保全や地域美化を推進し、環境汚染が少なく、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

**基本施策**

**(3) 安全・安心な生活環境の確保**

- ① 環境汚染対策の推進
- ② 身近な環境問題に関する取組みの推進
- ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

**(4) 快適なまちづくりの推進**

- ① まちの美化
- ② 良好な景観形成の推進

**主に関連する SDGs の目標・関連施策**



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ① 自然災害対策の推進

- (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり
- ③ 区民とともにある緑の活用

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

第6章

資料編

## 基本施策 (3)

## 安全・安心な生活環境の確保

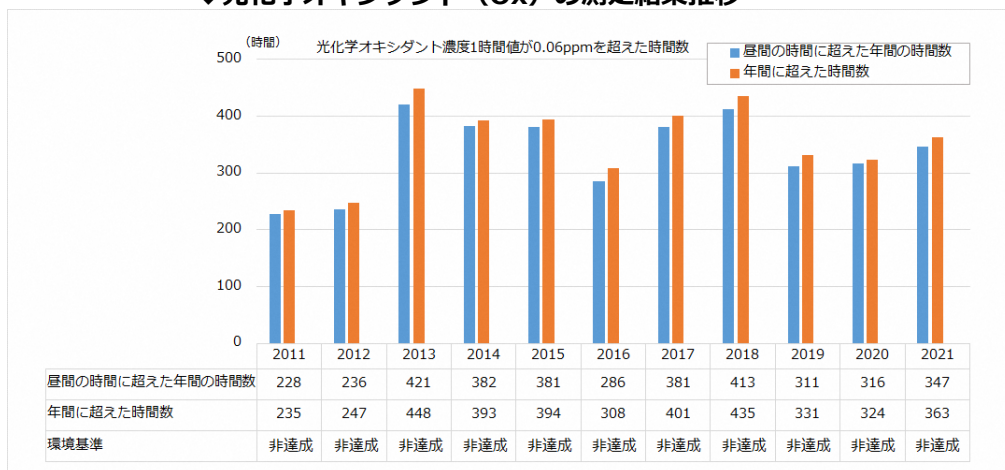
### 1. 現状

区民の健康の保護及び生活環境の保全のためには、大気汚染や化学物質による環境汚染に対し、継続的な監視・測定や情報発信、正しい知識の普及や事業所等への指導の徹底など、包括的に対応していくことが重要です。

区内では、北区役所第1庁舎、滝野川分庁舎、なでしこ小学校で大気汚染の常時監視（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント\*、微小粒子状物質）が行っており、令和3（2021）年度は光化学オキシダントを除いて環境基準\*を達成しています。

そのほか、区内を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川と浮間ヶ池、赤羽自然観察公園における定期的な水質調査や、区内の主要道路における騒音調査などを実施しています。

◆光化学オキシダント（Ox）の測定結果推移



出典：北区の環境（令和3年度）

近年、公害苦情の件数が微増傾向にあり、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動、一般家庭から発生するエアコン・ピアノなどの騒音、飲食店等から発生するカラオケ・人声などの深夜騒音への苦情などが多くなっています。

また、新型コロナウイルス感染\*対策としてのテレワーク等が一般的となり、これまでより自宅を中心とした身近な生活環境に対する意識が高まってきていると考えられます。

◆現象別苦情件数



出典：北区の環境（令和3年度）

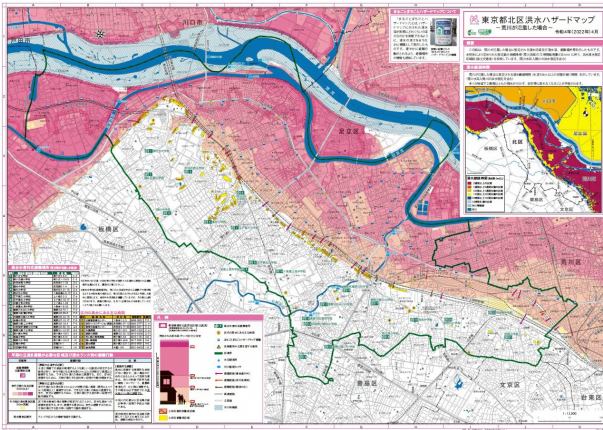
東日本大震災という未曾有の大災害により、インフラの途絶や多数の帰宅困難者の発生、震災後も長期的に継続するがれきへの対応等、大規模地震が招く様々な課題が顕在化し、これまでの防災・減災対策のあり方が大きく問われることとなりました。

北区には4つの河川（荒川、新河岸川、隅田川、石神井川）が流れており、台風の接近・上陸に伴う大雨や集中豪雨、高潮によって、これら河川が氾濫し、大規模水害に見舞われる可能性があります。また、区内の公共下水道は、1時間当たり50ミリメートルの降雨を想定した整備をおおむね完了していますが、一時的にそれを上回るような強い雨が降ると、下水管の排水能力を超えてしまい、浸水被害発生の懸念が生じます。

さらに、台地と低地の境にある崖線においては、台風や大雨、梅雨時の長雨などにより急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生する危険性があります。

北区では洪水及び土砂災害に関するハザードマップを作成し、公表・配布を行っているほか、風水害の発生に備えた避難行動を時系列に整理する「マイ・タイムライン」(P63 コラム参照)の作成・活用を促す講座を実施するなど、区民の防災意識向上を図る取組みを推進しています。

#### ◆北区洪水ハザードマップ



#### ◆マイ・タイムライン作成講座



## 2. 課題

土壌汚染対策やアスベスト対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。大気、水質、騒音・振動、化学物質などの監視・測定を継続するとともに、住工混合が進むなか、工場を発生源とする騒音・振動をはじめとした多様化する課題について、地域特性に応じたきめ細やかな対応が必要となっています。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」も踏まえつつ、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、国や東京都との連携を強化し、河川や下水道の整備等の流域治水対策、高台まちづくり、急傾斜地の対策などを進めていく必要があります。

また、都市の防災機能向上のため、災害時の貴重なオープンスペースとなる公園や緑地の整備を進めるほか、自立型・分散型のエネルギーシステムの導入など、庁舎をはじめとする公共施設等の機能維持・向上を図る対策が求められています。

### 3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
光化学スモッグ注意報の発令日数	回/年	0	3	R3
北区の環境に関する区民満足度	空気のきれいさ、さわやかさ	90.2	82.0	R3
	静かで穏やかな生活	90.2	81.8	R3
	災害などからの安全性	87.6	77.1	R3

### 4. 北区の実践

#### 1 環境汚染対策の推進

大気、水質、土壌など、化学物質をはじめとする区内の環境状態の監視・測定を継続的に実施していくとともに、国や東京都との連携のもと、指導の徹底と正しい知識の普及によって、区民や事業者との適切なリスクコミュニケーションを図ります。

##### ◇良好な大気環境保全

大気汚染状況の常時測定や有害物質の定期測定を実施、測定結果の公表を行うとともに、光化学オキシダント\*やPM2.5等に関する注意喚起情報につき多様な手段を用いて発信します。

公共施設をはじめとする建築物等の解体、改修時におけるアスベストの飛散防止対策の徹底を図ります。

##### ◇河川の水環境の監視

定期的な河川水質調査を実施し、水環境の監視と測定結果の情報提供を行います。

##### ◇有害化学物質等への対策

化学物質の適正管理や土壌・地下水汚染拡散防止に向けて、法令等に基づく事業所・工場等への指導・助言など、環境基準\*の達成に向けた取り組みを実施します。

#### 2 身近な環境問題に関する取り組みの推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・認可、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び区民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施します。

##### ◇騒音、振動、悪臭等の防止の推進

都市・生活型公害の未然防止のための啓発や情報発信を行うとともに、発生時には迅速な相談対応を図ります。

産業型公害の防止に向けては、法令等に基づく事業所・工場等への指導・認可、立ち入り検査の実施、パンフレット等による啓発を図ります。

##### ◇有害鳥獣対策・特定外来生物対策

区民の健康や住宅に被害を及ぼす有害鳥獣や特定外来生物\*について、注意喚起等の啓発、侵入や拡散の防止に向けた対策を推進します。



### 3 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

日頃からの防災意識を高め、災害への備えを十分なものとするための普及啓発や情報発信により一層取り組みます。

関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進するとともに、災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を図ります。

道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を図ります。また、今後想定される首都直下地震などによる被害に備え、国及び都や他自治体、関係機関と連携した災害廃棄物対策を実施します。

#### ◇防災意識の啓発

省エネ道場などを活用した防災の視点から環境を考える学習プログラムを検討します。

洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布による避難場所等に関する情報提供を行うほか、マイ・タイムライン作成支援など避難行動に関する区民、事業者の災害発生時に対する意識啓発を図ります。

#### ◇災害時における公共施設の機能継続

公共施設においては、蓄電池やコージェネレーションシステム\*等を用いた自立電源の確保、ZEV\*の電源活用を図り、災害時の安定的なエネルギー確保を図ります。また、耐震性能・浸水防止性能の向上などの安全対策を講じます。

#### ◇地域レジリエンスの強化

密集住宅市街地における防災まちづくりの整備促進、無電柱化の推進、主要生活道路の拡幅、ブロック塀の生垣化などの防災まちづくりを推進するほか、防災・減災に寄与するオープンスペースの確保を図ります。

公共施設をはじめ住宅や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置などによる雨水流出抑制や、国、東京都及び流域自治体と連携し、堤防や下水道施設・貯留施設の整備などの流域治水を推進するなど、地域レジリエンス\*の強化を図ります。

### 区民に期待される行動

1. 大気や水質等に関する情報を収集し、環境汚染問題に対する理解を深めます。
2. 家電やパソコン等を廃棄する際には、リサイクル\*の決まりにしたがって処分します。
3. 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
4. エアコンや洗濯機などの家電の購入時には、できるだけ低騒音型を選択します。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムライン（P63 コラム参照）の作成、防災グッズの常備など風水害の発生に備えた防災対策を行います。

### 事業者期待される行動

1. 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。
2. 有害物質を含んだ排水やその他化学物質の適正管理、事業系廃棄物の適正処理を行います。
3. 防音・防振対策の徹底など、騒音や振動、その他環境規制の基準遵守に努めます。
4. 低騒音・低振動型の機械や設備の導入に努めます。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムライン（P63 コラム参照）の作成、日常から備品や設備の点検を行うなど、風水害の発生に備えた防災対策を行います。

## 基本施策（4）

## 快適なまちづくりの推進

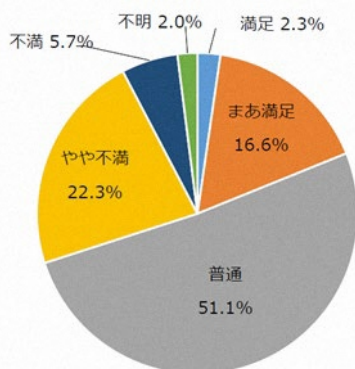
### 1. 現状

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える都市空間の形成には、美しいまち並みの創造が必要です。

清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や事業者にも働きかけ、区民と協働して環境美化推進事業など、まちの美化活動を推進してきました。

一方、「東京都受動喫煙防止条例」により、原則屋内禁煙となったため、屋外における喫煙者の増加に伴うポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙に対する苦情への対策が求められています。また、不法投棄\*問題や、廃棄物等の堆積に起因する管理不全な家屋、いわゆる「ごみ屋敷」問題など、生活環境に関する問題は多岐にわたっています。

#### ◆「まち並みの美しさ」に対する区民満足度



#### ◆ポイ捨て防止キャンペーンの様子



区の景観については、「みんなでつくる北区景観百選 2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について区民が主体となった景観づくりを推進しています。また、「北区景観づくり計画」（平成 27 年 9 月）に基づき、「景観法」に規定される届出や屋外広告物に関する事前相談等の制度運用を行っています。

そのほか、区民にとって身近な公園や水辺環境の整備、駅前の違法駐車や放置自転車の防止に取り組み、美しいまち並みの維持、まちの魅力向上を図っています。

### 2. 課題

地域美化に関しては、アンケート調査による区民の満足度が低下しており、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。区民や事業者など、地域における多様な主体と協働して美化活動を推進していく必要があります。また、たばこのポイ捨て、歩行喫煙防止のため、喫煙マナーの向上に関する啓発とともに、指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備が必要です。

地域の特性を活かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民との協働や景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発が重要です。

違法駐車や放置自転車は、まちの美観だけでなく、消防活動や救急救命活動、ごみの収集などを妨げ、区民生活に大きな影響を及ぼす迷惑行為であることから、モラル向上を図る啓発とともに、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備・促進を図る必要があります。

### 3. 成果指標

項目		目標	現状値		
			数値	年度	
ポイ捨て防止キャンペーンへの年間参加人数		人	480	163	R3
北区的环境に関する区民満足度	まち並みの美しさ	%	83.0	70.1	R3
区内駅周辺の放置自転車数		台	減少	404	R3

### 4. 北区の実践

#### 1 まちの美化

ごみの散乱や不法投棄\*を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みとして、「ポイ捨て防止キャンペーン」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」の周知をより一層図るとともに、助成制度を活用した民間による屋内公衆喫煙所の整備など、指定喫煙場所の環境改善を行います。また、いわゆる「ごみ屋敷」問題について、居住者に寄り添った福祉的支援を含め、関係機関と連携して対応を検討します。

#### ◇ごみのない清潔なまちづくり

町会・自治会等と連携し、区民や事業者が自主的に行う環境美化活動を支援するほか、区内駅周辺におけるポイ捨て防止キャンペーンの実施など、ごみのポイ捨て防止や喫煙者のマナー向上を図ります。

不法投棄の予防・防止に向けた対策について、関係機関と連携した対応を推進します。

#### ◇喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」の周知・啓発に向けたキャンペーンや看板・ステッカーの作成・配布等を実施するほか、路上喫煙禁止地区の指定や指定喫煙場所の整備や環境改善を図ります。

#### ◇堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物への対応

個々の事例に合わせたきめ細かないわゆる「ごみ屋敷」対策を実施するとともに、医療・福祉等関連所管と連携、見守り等による改善・防止策を講じます。

## 2 良好な景観形成の推進

良好なまちの景観を形成するため、「北区景観づくり計画」等に基づく取組みを実施し、地域の特色を活かした北区らしい景観づくりを推進します。また、区内駅周辺の違法駐車・放置自転車削減に向けた取組みを継続して実施します。

### ◇景観まちづくりの推進

「景観法」や「東京都北区景観づくり条例」に基づいた建築物等の規制・誘導を行い、地域と調和した景観形成を図ります。

区民や事業者との協働による北区を特徴づける優れた景観の保全や景観形成重点地区の指定など北区らしい魅力ある景観形成を図り、景観意識の啓発などを通じて区内外へ北区の魅力を発信していきます。

### ◇自動車・自転車利用の適正化

駐車場・駐輪場の整備とあわせて、違法駐車・放置自転車対策を推進します。

安全で快適な交通空間の形成、まちの回遊性向上などウォーカブルなまちづくりを推進します。

## 区民に期待される行動

1. ごみやたばこのポイ捨て、歩きたばこをしないなどのルールを守ります。
2. 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮します。
4. 景観に関する様々なイベントに参加し、まちの魅力や課題を発見し、人へ伝えます。
5. 自動車や自転車は駐車場・駐輪場を利用し、路上の通行を妨げないようにします。

## 事業者期待される行動

1. 助成制度を活用した屋内型公衆喫煙所の設置を検討します。
2. 事業所の周囲や自動販売機周りの清掃・美化に努めます。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮します。
4. 屋外広告物を設置する際は、「東京都北区景観づくり条例」に基づく事前相談制度により景観へ配慮し、東京都屋外広告物条例を遵守します。
5. 来客用に十分な駐車場・駐輪場の確保に努め、路上の通行を妨げないようにします。